

中部運輸局  
自動車交通部

令和5年1月25日 14時00分発表

連絡先 中部運輸局自動車交通部  
旅客第二課 江口、北口、松本  
TEL 052-952-8036

配布先：福井県政記者クラブ

## 福井地区のタクシー運賃改定要請のお知らせ

令和5年1月18日、福井県あわら市のケイカン交通株式会社から下記のとおり一般乗用旅客自動車運送事業の公定幅運賃変更要請書が提出されましたのでお知らせします。

なお、福井地区（※1）において、本要請の日から3ヶ月の間に、要請書等を提出した法人タクシー事業者の合計車両数（※2）が7割以上となった場合、直ちに運賃改定要否判定の審査を開始します。

## 記

## 1. 要請者

法人名：ケイカン交通株式会社

住 所：福井県あわら市二面34-4-8

## 2. 公定幅運賃変更要請の概要（普通車要請分）

## 【初乗運賃】

車種区分	要 請 運 賃	現 行 運 賃
普通車	1.1kmまで 600円	1.178kmまで 580円

## 【加算運賃】

車種区分	要 請 運 賃	現 行 運 賃
普通車	160mまで 100円	261mまで 90円

（※1）福井地区（運賃が適用される地域、次ページ略図参照）

福井県全域

福井市、敦賀市、小浜市、大野市、勝山市、鯖江市、あわら市、越前市、坂井市、吉田郡永平寺町、今立郡池田町、南条郡南越前町、丹生郡越前町、三方郡美浜町、大飯郡（高浜町、おおい町）、三方上中郡若狭町の9市8町

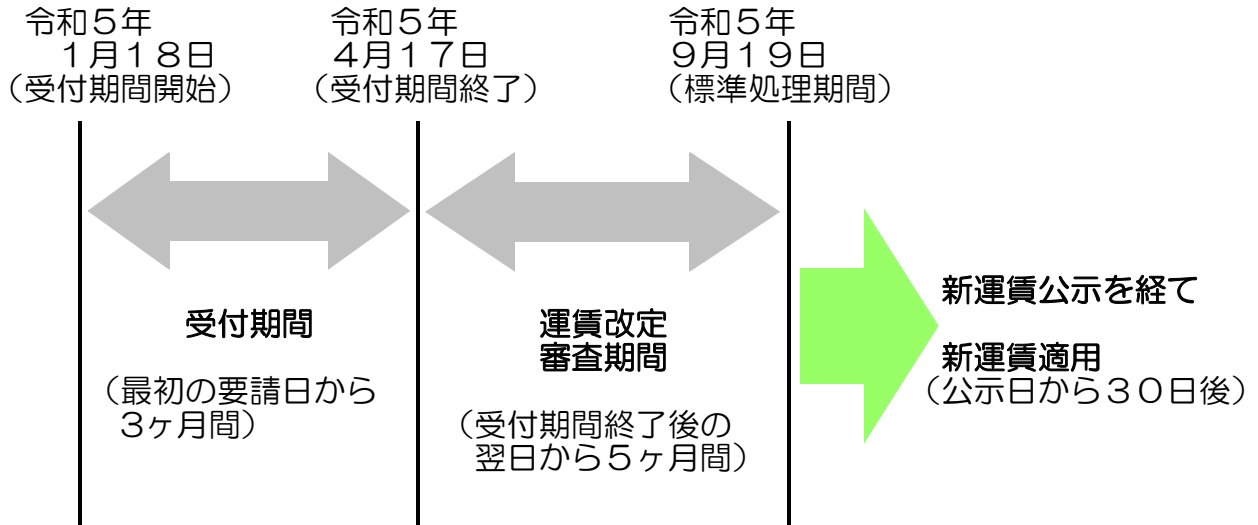
（※2）福井地区 事業者数及び車両数（令和5年1月18日現在）

事業者数：47者

車 両 数：840両

※7割以上=588両

【今後の予定スケジュール】



- ※ 受付期間中に、申請（要請）書を提出した法人タクシー事業者の合計車両数が7割に達しなかった場合、運賃改定手続は見送ります。  
受付期間中に、申請（要請）書を提出した法人タクシー事業者の合計車両数が7割に達したものの、申請（要請）書を提出した事業者のうち、標準的経営を行っている事業者の、実績年度及び実績年度の翌年度の加重平均収支率が、いずれも100%を超える場合、運賃改定手続は見送ります。

【福井地区略図】

「福井地区」とは、下地図の黄色部分です。

